



兵労発基 0823 第 1 号
令和 5 年 8 月 23 日

兵庫地方最低賃金審議会
会 長 梅 野 巨 利 殿

兵 庫 労 働 局 長
金 刺 義 行

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、宝塚地区労働組合総連合、兵庫県労働組合総連合、尼崎地区労働組合総連合、自立労働組合連合不道家神戸労働組合、全日本放送受信料労働組合兵庫県協議会、兵庫私学労働組合、兵庫県私立学校教職員組合連合、兵庫県高等学校教職員組合及び兵庫県国家公務員関連労働組合共闘会議から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。